

【神川町の国保】 第3回 国民健康保険税の税率改正

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

令和5年度から国民健康保険税の税率が改正されます

改正の背景

令和9年度に埼玉県内の国民健康保険税水準の準統一（県内の各自治体で賦課される国保税率を同水準に近づけるため、一部の項目を除きその算出方法を同一にすること）が予定されています。

神川町の国保税の税率は15年近く据え置きとし、国保加入者の負担増を抑えてきました。その結果、埼玉県が示す神川町の標準保険税率とも近隣の市町の税率とも大きな差が生じています。現行の税率のままでは令和9年度に急激な引き上げを余儀なくされ、混乱が生じるおそれがあります。今回の税率改正は、埼玉県が示す神川町の標準保険税率に近づけるものとし、準統一での激変を緩和する目的のものです。

また、長い間低い税率を維持し続けたため神川町の国保特別会計は収入不足が続いており、それを補ってきた国保財政調整基金の残も少なくなり、今までのような国保運営の継続が難しい状況となりました。

12月号でお知らせしたとおり、国保特別会計は、国保に関する特定の事業を行う会計であり、収入についても特定の収入（国保税等）により収入・支出を経理しなければなりません。安定した財政運営の実現のため、国保税率の引き上げを実施するとともに、収納率向上対策や医療費適正化対策についても取り組みを強化します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

改正内容

		医療給付分(全加入者)		後期高齢者支援金分(全加入者)		介護納付金分(40~64歳の加入者)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	4.8%	6.3%	2.7%	2.4%	1.2%	2.3%
資産割	固定資産税に対して	30%	15%	-	-	-	-
均等割	加入者1人あたり	10,000円	25,000円	7,000円	10,000円	6,800円	15,000円
平等割	1世帯あたり	16,000円	8,000円	-	-	-	-

※令和9年度準統一では、医療給付分の賦課が2方式に統一される予定のため、資産割と平等割を半分に減らして2方式に近づけます。

国保年税額

国保年税額は、世帯の人数・所得状況・保有資産等により異なります。町ホームページに「モデルケース試算」を掲載しましたので、参考にしてください。また、「モデルケース試算」については、1月15日付の回覧にも掲載します。



町ホームページ

農業者物価高騰対策支援金を給付します

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う物価高騰による農業者への負担を軽減し、営農の継続を支援するため、支援金を給付します。詳細については町ホームページをご確認ください。

支援金について

給付額 5万円

対象者 令和3年分の所得税の確定申告若しくは住民税申告において、50万円

以上の農業による収入を申告した経営体等

申請期限 1月31日（火）

申請方法 役場経済観光課（2階9番窓口）へ直接提出

申請書類 経済観光課にて配布します。また、町ホームページにも掲載します。

なお、対象と思われる経営体等については通知をお送りしています。通知を受け取った方は、同封の申請書をご利用ください。



町ホームページ



マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

問合せ 本庄税務署 ☎0495-22-2111(代表)

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。



動画で見る確定申告

【メリットいっぱい！マイナンバーカード方式】

○休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。

○還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。

○マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます。

令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。

○令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります(過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です)。

○スマホ申告は、専用画面を用意しています。

令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります。



確定申告書等作成コーナー



マイナポータル連携

税理士による無料電話税務相談

問合せ 関東信越税理士会本庄支部 ☎0495-35-1128

各税理士事務所において原則として電話にて申告相談を無料で行います。希望する方は各事務所に事前に電話連絡の上ご利用ください。(事前連絡時に相談日時を確認してください。)

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金特別控除などの申告をする方

年金受給者で確定申告が必要な方

相談日時 2月1日(水)～15日(水)(日曜・祝日を除く)の午前9時30分～午後4時

日程	税理士名	電話(0495)	事務所所在地	日程	税理士名	電話(0495)	事務所所在地
2月1日(水)	浅見 秀子	24-0679	本庄市西富田	2月8日(水)	黒澤 祥一	33-1414	上里町七本木
	柴崎 厚	22-0606	本庄市栄		田中 圭二	22-3733	本庄市栗崎
	三沢 俊之	21-2800	本庄市朝日町		目時 悟	33-8859	上里町金久保
2月2日(木)	木村 睦子	23-1120	本庄市けや木	2月9日(木)	田村 修	24-5533	本庄市本庄
	小池 裕太	22-3074	本庄市本庄		松本 悦子	24-1965	本庄市若泉
	野沢 一雄	34-2696	上里町七本木		山下 政信	72-1317	児玉町吉田林
2月3日(金)	青木 貴子	22-3491	本庄市南	2月10日(金)	小暮 眞一郎	33-2141	上里町勅使河原
	塚本 富雄	76-0684	美里町下児玉		多賀谷 実	21-7871	本庄市見福
	藤井 桂一	21-3625	本庄市見福		三澤 力男	25-7988	本庄市朝日町
2月4日(土)	岩堀 薫	21-1678	本庄市朝日町	2月13日(月)	入 敏明	71-7792	本庄市千代田
	小川 輝	21-0888	本庄市牧西		角谷 高之	22-5370	本庄市駅南
	根岸 精一	21-2235	本庄市五十子		塚本 雅俊	71-4910	上里町七本木
2月6日(月)	池田 敦司	71-7901	本庄市西富田	2月14日(火)	松本 和弘	33-0315	上里町三町
	鴨田 宏生	22-9228	本庄市早稲田の杜		松本 純一	33-0315	上里町三町
	松木 正則	34-0307	上里町七本木		真々田 豊	71-4529	本庄市東台
2月7日(火)	須永 秀和	22-4867	本庄市前原	2月15日(水)	菅野 幸夫	24-3602	本庄市若泉
	田村 加代子	33-8859	上里町金久保		田村 幸一	71-7808	本庄市下野堂
	宮田 昌代	33-2764	上里町七本木		吉澤 政志	71-9945	上里町勅使河原